

宮 城 県 公 報

令和 8 年 7 月 21 日（火）
定期第 716 号

目 次

告示

- 生活保護法による医療機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（同）
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出（同）
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退（同）
- 救急医療機関の認定（医療政策課）
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課）
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更（同）
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退（同）
- 農業振興地域の変更（農業振興課）
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（5 件）（水産林政総務課）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（教育庁施設整備課）

宮城県告示第543号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和 8 年 7 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	指定年月日
松尾歯科医院	石巻市清水町 2－11－1	令和 8 年 6 月 1 日
玉川歯科医院	塩竈市玉川 2－6－9	令和 8 年 6 月 1 日
小野寺医院	気仙沼市赤岩五駄鱈 76－1	令和 8 年 6 月 11 日
美田園歯科	名取市美田園 8－18－6	令和 8 年 4 月 1 日
めでしま歯科医院	名取市愛の杜 1－3－11	令和 8 年 6 月 1 日
おやま薬局 2 号店	岩沼市桜 2－4－1－1	令和 8 年 6 月 1 日
大崎市民病院	大崎市古川穂波 3－8－1	令和 8 年 6 月 28 日
早坂整形外科	大崎市古川北稲葉 1－2－25	令和 8 年 6 月 1 日
大崎市民病院健康管理センター	大崎市古川千手寺町 2－3－15	令和 8 年 6 月 28 日
大崎調剤薬局古川南店	大崎市古川北稲葉 1－2－24	令和 8 年 6 月 2 日
仙台調剤薬局 大崎店	大崎市古川西館 3－7－6	令和 8 年 6 月 1 日
さくら橋薬局調剤センター	大崎市古川穂波 6－2－23	令和 8 年 6 月 1 日
古川調剤薬局駅東店	大崎市古川駅南 1 丁目 10	令和 8 年 6 月 1 日
たいわ調剤薬局	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目 7 番地の 8	令和 8 年 6 月 1 日
武田歯科医院	遠田郡涌谷町立町 21	令和 8 年 6 月 1 日
医療法人社団佐藤歯科医院	石巻市東中里 2 丁目 3－3	令和 4 年 7 月 1 日
なでしこ薬局	本吉郡南三陸町歌津柝沢 93 番 5	令和 8 年 5 月 8 日

宮城県告示第544号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和 8 年 7 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	廃止年月日
つやま薬局	登米市津山町柳津字幣崎 426	令和 8 年 4 月 30 日
古川東町調剤薬局	大崎市古川東町 1－22	令和 8 年 5 月 16 日

宮城県告示第545号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和 8 年 7 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	名称	所在地	変更年月日
変更前	塚本内科消化器科	白石市城南 1 - 2 - 29	令和 8 年 3 月 30 日
変更後	医療法人つかもとクリニック つかもとクリニック		

宮城県告示第546号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり指定の辞退があった。

令和 8 年 7 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	辞退年月日
かづま歯科クリニック	石巻市鹿妻南一丁目 13 番 16 号	令和 8 年 6 月 30 日

宮城県告示第547号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和 8 年 7 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人金上仁友会 金上病院	角田市角田字田町 123 番地	令和 8 年 7 月 18 日	令和 11 年 7 月 17 日

宮城県告示第548号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和 8 年 5 月 21 日次の者を指定した。

令和 8 年 7 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診 療 科 目	所 属 医 療 機 関 の 名 称	所 属 医 療 機 関 の 所 在 地
いとう みゆき 伊藤 幸	腎臓内科	りんくう透析クリニック	名取市本郷字焼野 136 番
わだ なおぶみ 和田 直文	リハビリテーション科	川崎こころ病院	柴田郡川崎町大字川内字 北川原山 72 番地
しま なおこ 島 直子	在宅診療科	公益財団法人宮城厚生協 会坂総合クリニック	多賀城市下馬 2 丁目 13 番 7 号
こだいら しゅんすけ 小平 俊介	整形外科	総合南東北病院	岩沼市里の杜 1 丁目 2 番 5 号
ちば しゅうき 千葉 周希	内科	医療法人財団弘慈会石橋 病院	栗原市若柳字川北堤下 27
まつおか さとる 松岡 悟	循環器科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖 36 番地
かたわき わたる 片脇 航	循環器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下 71 番 地
うえの まさみち 上野 正道	内科	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町 200 番地
つちはら かつお 土原 一生	外科	宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太 子堂 51 番地
おおしま けんご 大島 謙吾	呼吸器科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖 36 番地

宮城県告示第549号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和 8 年 7 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診 療 科 目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
うえの まさひろ 上野 正博	内科	大崎市民病院鹿島台分院	大崎市鹿島台平渡字東要害 20 番地	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町 200 番地
さとう まり 佐藤 麻里	内科	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町 200 番地	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下 74 番地 1
しじょう ともみ 四條 友望	脳神経内科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目 8 番 1 号	総合南東北病院	岩沼市里の杜 1 丁目 2 番 5 号
もりた しんきち 森田 真吉	耳鼻咽喉科	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山 47 番 1	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下 71 番地

宮城県告示第550号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和 8 年 7 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診 療 科 目	所 属 医 療 機 関 の 名 称	所 属 医 療 機 関 の 所 在 地
しんどう さとし 新藤 哲	内科	医療法人財団弘慈会石橋病院	栗原市若柳字川北堤下 27
ながしま あやか 永島 彩佳	内科	やまと在宅診療所名取	名取市増田 9 丁目 2 番 2 号
おう きえい 王 紀英	眼科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西 38 番地 1
わたなべ りょう 渡邊 亮	眼科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下 71 番地
ち げ まさのり 千葉 正典	内科	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町 200 番地
ながや しょういち 永谷 正一	整形外科	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町 200 番地

宮城県告示第551号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、平成18年宮城県告示第1017号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和8年7月21日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県北部地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年7月21日

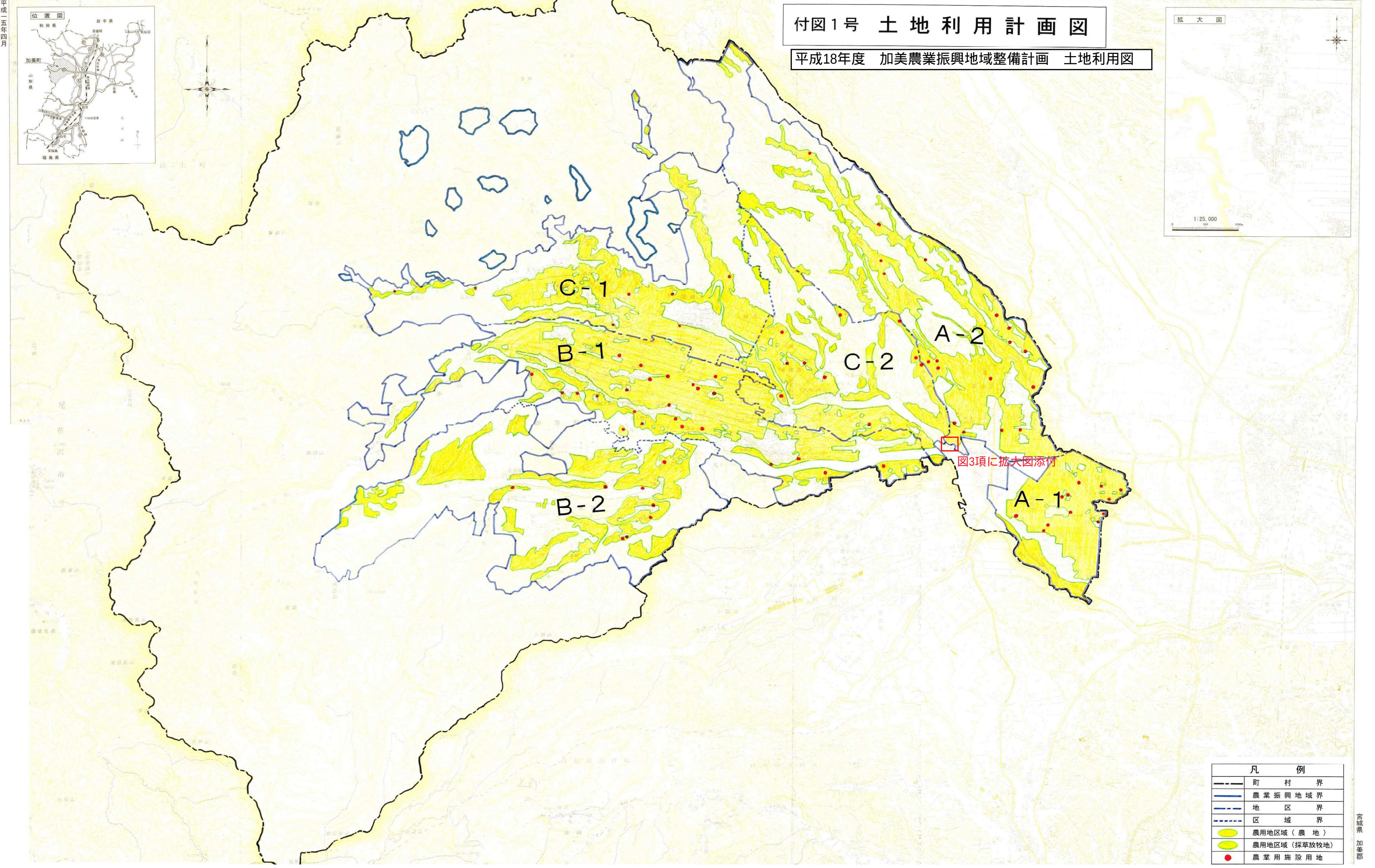
宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

次の平面図のとおり

平成一五年四月

この地図は建設省国土院関係の委託を受けて、国土院作成の「図1」を
縮小して作成したものであり、縮小率約 1/25,000 である。

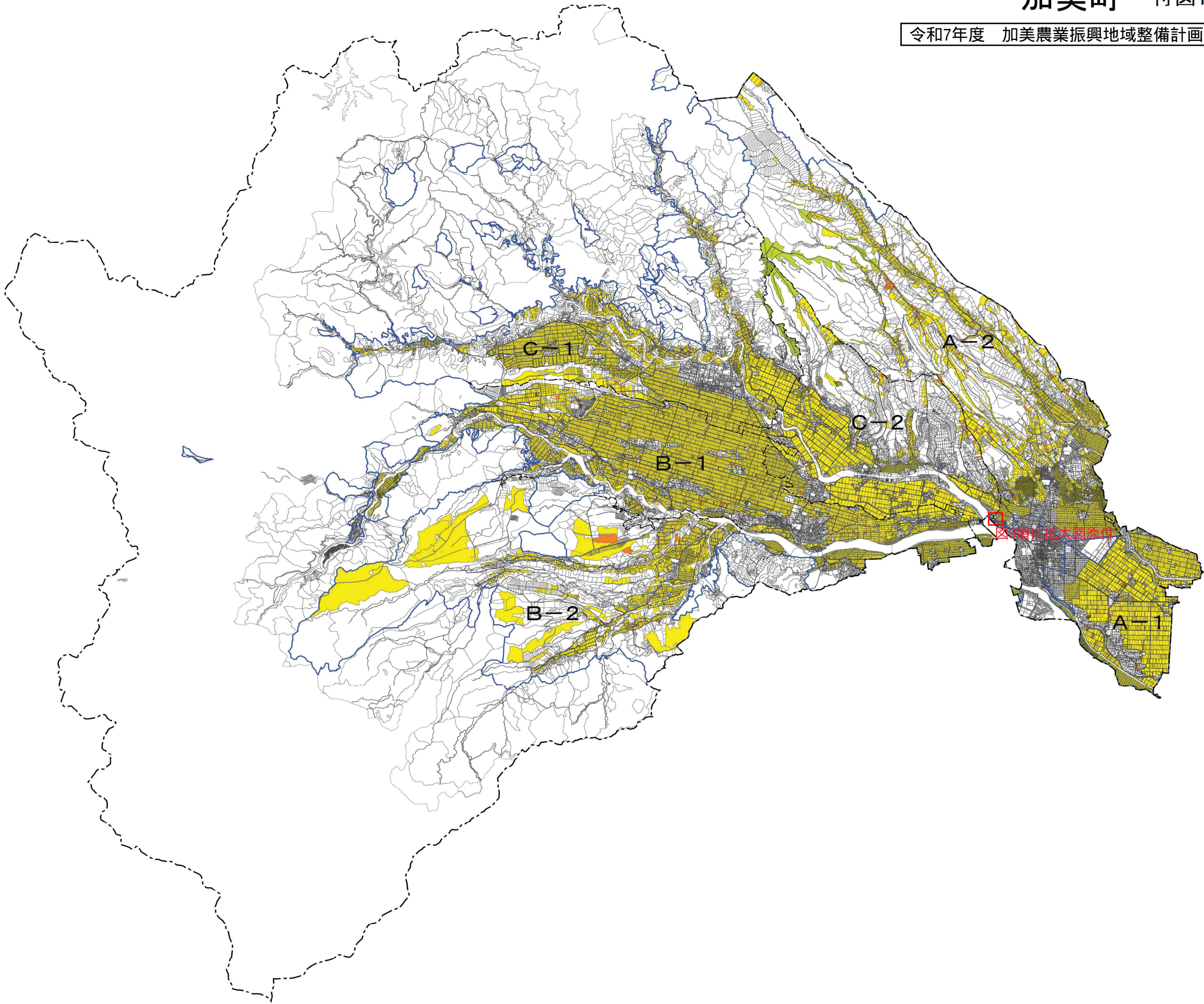


凡 例	
---	町 村 界
---	農 業 振 興 地 域 界
---	地 区 界
---	区 域 界
●	農用地区域（農 地）
●	農用地区域（採草放牧地）
●	農 業 用 施 設 用 地

宮城県 加美郡

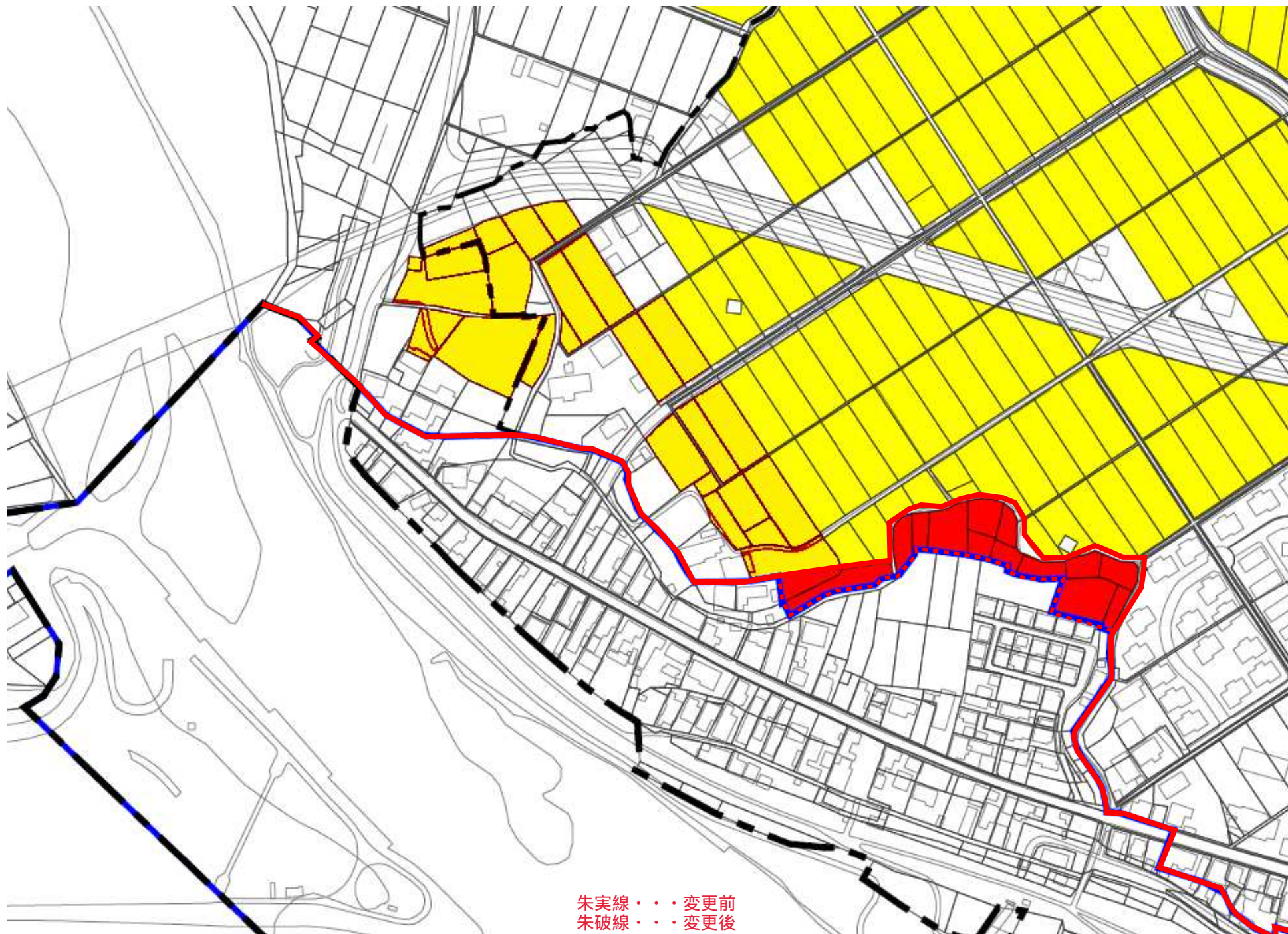
加美町 付図1号 土地利用計画図

令和7年度 加美農業振興地域整備計画 土地利用図

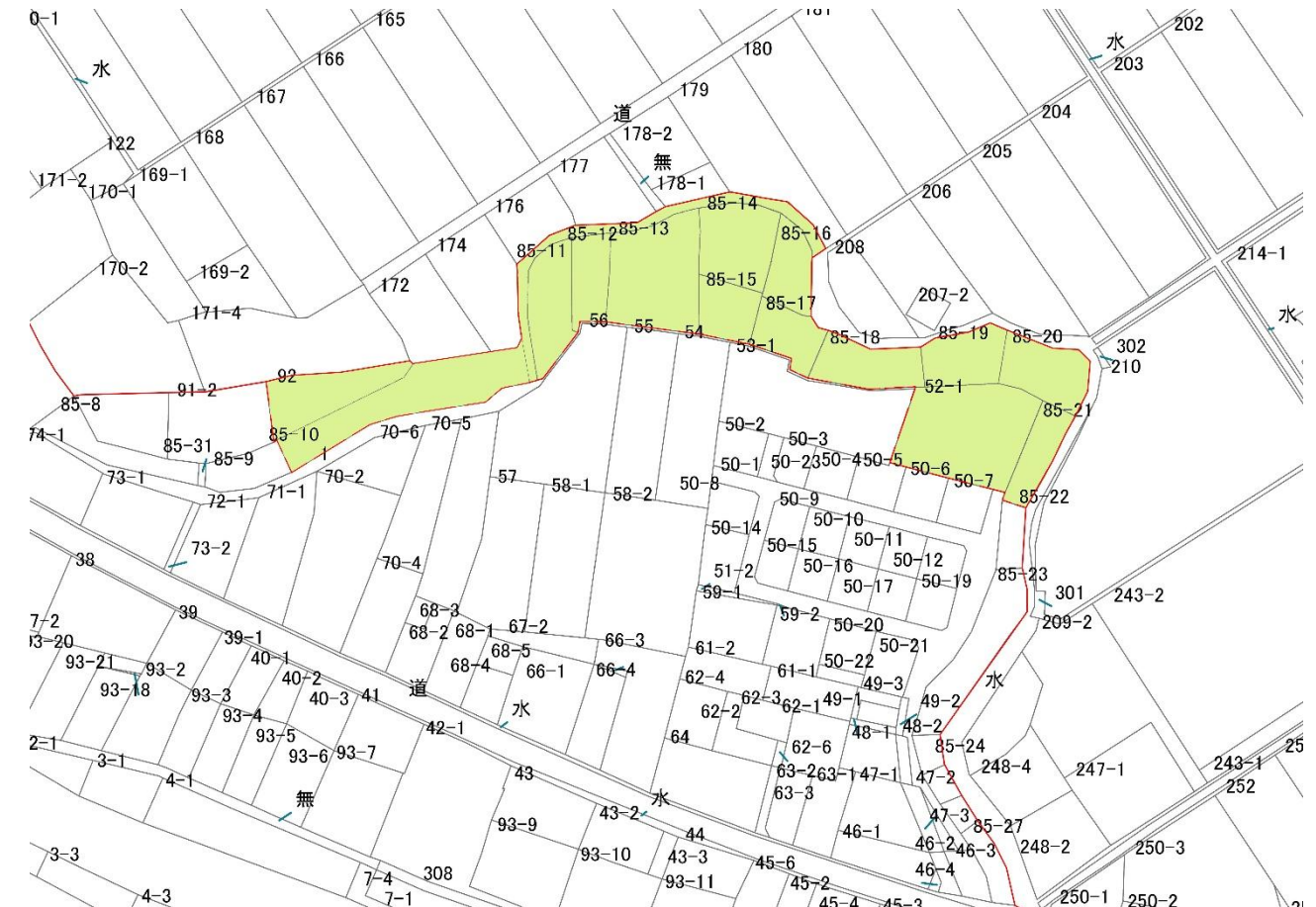


凡 例	
-----	行 政 界
————	農業振興地域界
.....	地 区 界
- . - . - .	区 域 界
■ (Yellow)	農用地区域(農地)
■ (Light Green)	農用地区域(採草放牧地)
■ (Orange)	農業用施設用地

S=1:40,000
1000 0 1000 2000 3000m



加美町 農業振興地域界 拡大エリア



注) 農業振興地域界 (朱実線) は、拡大前の線になります。朱実線の上側が地域内です。

朱破線は、拡大後の線になります。

< 編入地番一覧 (緑着色部) >

大字	字	地番	枝番	地目	面積
上川原一番	-	52	1	田	790.00
上川原一番	-	85	10	田	657.00
上川原一番	-	85	11	田	329.00
上川原一番	-	85	12	田	215.00
上川原一番	-	85	13	田	635.00
上川原一番	-	85	14	田	389.00
上川原一番	-	85	15	田	214.00
上川原一番	-	85	16	田	224.00
上川原一番	-	85	17	田	228.00
上川原一番	-	85	18	田	299.00
上川原一番	-	85	19	田	287.00
上川原一番	-	85	20	田	325.00
上川原一番	-	85	21	田	222.00
上川原一番	-	92		田	361.00

宮城県告示第552号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第4項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年7月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 166 加入区
区 域	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち福貴屋敷、土手、小田浜の区域
同意成立の届出年月日	令和8年6月30日
発起人の住所及び氏名	石巻市福貴浦字土手 30－7 阿部 一弘 石巻市福貴浦字小田浜 1－7 阿部 浩之
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条第 3 項に規定する特定かき養殖業
区域内特定養殖業者数	17 人

宮城県告示第553号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第4項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年7月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 169 加入区
区 域	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち鹿立屋敷の区域
同意成立の届出年月日	令和8年6月30日
発起人の住所及び氏名	石巻市狐崎浜字鹿立屋敷 62 石 森 裕 治 石巻市狐崎浜字鹿立屋敷 58 平 塚 房 雄
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条第 3 項に規定する特定かき養殖業
区域内特定養殖業者数	7 人

宮城県告示第554号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第4項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年7月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 170 加入区
区 域	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち狐崎屋敷、道ノ上、清水、柳沢の区域
同意成立の届出年月日	令和8年6月30日
発起人の住所及び氏名	石巻市狐崎浜字道ノ上 15－4 今野 政也 石巻市狐崎浜字柳沢入 7 管野 清也
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条第 3 項に規定する特定かき養殖業
区域内特定養殖業者数	5 人

宮城県告示第555号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第4項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年7月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 172 加入区
区 域	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち牧屋敷、福貴道、竹浜道の区域
同意成立の届出年月日	令和8年6月30日
発起人の住所及び氏名	石巻市牧浜字福貴道4－6 阿部 貴俊 石巻市牧浜字竹浜道4－15 佐藤 清之
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条第 3 項に規定する特定かき養殖業
区域内特定養殖業者数	7 人

宮城県告示第556号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第4項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年7月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 175 加入区
区 域	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の石巻市東部支所の地区のうち竹屋敷、竹屋舗の区域
同意成立の届出年月日	令和8年6月30日
発起人の住所及び氏名	石巻市竹浜字狐崎道 8－5 阿部 輝喜 石巻市竹浜字家ノ入 12－2 平塚 伸佳
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条第 3 項に規定する特定かき養殖業
区域内特定養殖業者数	4 人

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年7月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 令和8年度県立高校LED照明設備賃貸借（リース） 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで
- (4) 履行場所 石巻北高等学校飯野川校 ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与し

ていると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとして認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (8) 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-3335）へ令和8年7月31日（金）午後5時までに申請すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁施設整備課県立施設第一班（担当 菊地 貴大 電話 022-211-3353）

- (3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和8年7月31日（金）まで（2）へ申し出ること。

- (4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年8月5日（水）から令和8年8月14日（金）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年8月14日（金）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和8年8月20日（木）午前9時から令和8年8月28日（金）午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(ア) 日時 令和8年8月28日（金）午後5時まで

(イ) 場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、（6）の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

- (6) 開札の日時及び場所

令和8年8月31日（月）午前10時 宮城県行政庁舎15階 施設整備課内

4 入札に参加することができない者

2に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）第 98 条第 1 項第 3 号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第 97 条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることができる。

(3) 契約保証金 財務規則第 113 条及び第 114 条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった場合の取扱いについては、契約書（案）に示すとおりとする。

(9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10) 詳細は入札説明書による。

6 概要

Summary

1.Nature and Quantity of Items or Services to be Procured

Lease of LED Lighting Equipment for Prefectural High Schools for FY 2026 (1 set).

2.Deadline and Location for Bid Submission (in person):

August 31, 2026 (Mon.), 10:00 A.M.

Facilities Management Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government Building 15th floor

3.Deadline for Bid Submission (by mail):

August 28, 2026 (Fri), 5:00 P.M.

4.Time and Location of Bid Selection:

August 31, 2026 (Mon.), 10:00 A.M.

Facilities Management Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government Building 15th floor

5. Contact Information : Prefectural School Administrative Section 1, Facilities Management Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture

3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423

Tel. : 022-211-3353

6. Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only